

●香川県告示第122号

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県条例第23号）第7条第1項及び第3項の規定により、香川県証紙売りさばき人から次のとおり所在地、名称及び売りさばき場所の変更の届出があった。

令和8年6月16日

香川県知事 池 田 豊 人

1 変更年月日

令和8年6月9日

2 所在地

変更前 観音寺市出作町868番地1

変更後 観音寺市有明町6番6号

3 名称

変更前 観音寺自動車学校

変更後 讃岐煉瓦株式会社

4 売りさばき場所

(1) 変更前 観音寺市出作町868番地1 観音寺自動車学校

変更後 観音寺市出作町868番地1 観音寺自動車学校EAST

(2) 追加 観音寺市柞田町乙1683番地 観音寺自動車学校WEST